

食安監発第0423005号

平成20年4月23日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いの徹底について

今般、下記の施設から輸入された米国産牛肉の中に、米国農務省発行の衛生証明書に記載のない、せき柱が含まれるショートロインが混入していたことが国内流通段階で確認され、その旨を厚生労働省及び農林水産省において公表したところです。

米国から輸入される牛肉等については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）及び「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年12月27日付け食安監発第1227001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により取り扱われているところですが、今般の事案の発生を踏まえ、念のため、下記の施設からの牛肉の輸入実績がある輸入者に対し、上記通知記の3の趣旨に沿った対応について、改めて指導をされるようよろしく申し上げます。

記

出荷施設：ナショナルビーフ社 カリフォルニア工場（施設番号21488）

(参 考)

「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）（抜粋）

記の3 輸入者等に対する指導事項

- ① 輸入にあたっては、当該品が対日輸出プログラムを遵守して処理され、AMSの製品リストに記載されていることを、輸出者に対して確認すること。
- ② 本邦への陸揚げ後の倉庫への搬入時においては、各梱包に貼付されたラベル等により、到着貨物と衛生証明書に記載された品目及び数量との整合性について確認すること。
- ③ 国内流通段階においては、梱包の内容と貼付されたラベルの同一性を確認する等、検品を徹底すること
- ④ ①から③において、問題を確認した場合には行政機関へ通報すること